# 岡崎市小中学校における新型コロナウイルス対応ガイドライン
# （2023.5.8～）

新型コロナウイルス感染症が、令和５年５月８日付けで、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）上の５類感染症に移行することに伴い、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行初期や流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

以下に、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）文部科学省」をもとに、学校における主な感染症対策等をまとめましたので、参考にしてください。なお、対応の詳細については、上述のマニュアルとともに、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」を参照ください。

## １　平時における感染症対策について

（１）児童生徒等への指導

①　感染症対策に関する指導

・児童生徒等が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、罹患しない行動をとることができるようにすること（飛沫・接触感染の仕組み、気を付ける場面、内容）

②　各自に必要な持ち物

・清潔なハンカチ・ティッシュ

・（必要に応じて）マスクやマスクケース等

（２）児童生徒等への健康観察

①　発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの周知・呼び掛け

②　児童生徒等の健康状態の把握及び発熱等の症状が見られた場合の適切な対応

（３）換気の確保

①　教室等の常時換気

・廊下側と窓側を対角に２方向開ける（窓を開ける幅：１０cm～２０cm）

②　体育館等の換気

・広く天井の高い部屋であっても換気に努める（対角に２方向の窓や扉を開ける）

（４）手洗い等の手指衛生の指導

●　以下の場面等において、こまめに手を洗う

・登校時や外から教室に入る前

・トイレの後

・給食の前後　　等

（５）咳エチケットの指導

（６）マスクの取扱い

●　学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本

## ２　感染流行初期や流行時における感染症対策について

限られた学級や部活動等において、１人でも感染者が出た段階において、下記に示す対策を早めに検討することが、感染を広げないための初期対応として重要である。

（１）マスクの取扱い

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられる

（２）具体的な活動場面ごとの感染症対策

① 各教科等

・各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に対策を講じることが考えられる

② 儀式的行事等の学校行事

＜感染症対策＞児童生徒等や保護者等への丁寧な説明・情報発信

・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など

・アルコール消毒薬の設置など

・身体的距離の確保

③ 部活動

・活動の一時休止

・児童生徒の健康・安全の確保のため、教師等による活動状況の適切な確認

④ 給食等の食事をとる場面

・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える（飛沫を飛ばさない）

・児童生徒等全員の食事前後の手洗い

## ３　出席停止及び臨時休業の措置について

（１）出席停止の取扱い

① 児童生徒

・感染が判明した場合・・・出席停止

・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合（ア→イを行う）

(ア)保護者からの事情の確認・感染症対策や学校運営方針の説明

(イ)同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、<u>合理的な理由があると校長が判断する場合には</u>、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること

② 濃厚接触者の取扱いについて

・一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはない。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められない。

・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等や学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられることのみをもって出席停止とはしないが、児童生徒等が新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合は、校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。

（２）出席停止の期間の基準（別添資料参照）

- 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

（３）教職員の感染が判明した場合

- 職務専念義務の免除等により出勤させない（令和５年５月２日現在）
  （市費職員は除く：市費職員における令和５年５月８日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）令和５年５月２日付）

（４）臨時休業の判断

| 休業等の実施 | 学級・学年・学校単位の臨時休業の条件等 |
|---|---|
| 学　級 | 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合<br>①　同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合<br>②　その他、教育委員会で必要と判断した場合<br>※同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒に感染が広がっているおそれがない場合については学級閉鎖を行う必要はない。 |
| 学　年 | ①　複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合<br>②　その他、教育委員会で必要と判断した場合 |
| 学校全体 | ①　複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合<br>②　その他、教育委員会で必要と判断した場合 |

※学級閉鎖の期間としては、５日程度（土日祝日を含む）を目安とし、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて、インフルエンザの際と同様に、学校医と相談の上、教育委員会の助言を得て判断する。

## ４　大会・コンクール等の実施について

平時においては、「１平時における感染症対策」を参考に実施する。

ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動の場面に応じて、一時的に、『「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること』『児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること』等の対策を講じることが考えられる。

## ５　泊を伴う行事について（修学旅行、中学校スキー学習、山の学習等）

平時においては、「１平時における感染症対策」を参考に実施する。

ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動の場面に応じて、一時的に、『「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること』『児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること』等の対策を講じることが考えられる。